○**関東地方整備局告示第六号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十七日　関東地方整備局長　泊　宏

別表の指定番号二十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「八　町田支店　東京都町田市中町1丁目2番12号」を「八　町田支店　神奈川県相模原市南区上鶴間本町五丁目1番4号　山本商事本社ビル2階A・B号室」に改める。

○**関東地方整備局告示第七号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十七日　関東地方整備局長　泊　宏

別表の指定番号二十一の項住所欄中「東京都千代田区三崎町三丁目10番18号」を「東京都千代田区神田三崎町三丁目10番18号マルキビルディング5階」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「東京都千代田区三崎町三丁目10番18号マルキビルディング5階」を「東京都千代田区神田三崎町三丁目10番18号マルキビルディング5階」に改める。

○**近畿地方整備局告示第二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十七日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　百七十六号　西宮市名塩木之元二〇二八番一から同市塩瀬町生瀬字十良ヶ辻一三五一番八まで

(二) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(三) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(四) 占用の制限の開始の期日　平成三十年二月七日

(五) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○**北海道開発局告示第四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月十七日　北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　赤平都市計画道路事業三・五・七号豊通及び三・四・三号見晴通

三　事業施行期間　自平成二十七年七月十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十七年北海道開発局告示第百二十二号の事業地のうち赤平市豊丘町二丁目、豊丘町三丁目及び字豊里地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　茂木　敏充

内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる（以上一月十三日）

○法務大臣臨時代理

国務大臣　小此木八郎

法務大臣上川陽子海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（一月十四日）

○国土交通大臣臨時代理

国務大臣　齋藤　健

国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（一月十五日）

法務省

○定年退官

東京区検察庁副検事末吉栄は、検察庁法第二十二条の規定により一月十一日限り定年退官

林野庁

（林野庁林政部林政課林業・木材産業情報分析官）農林水産技官　瀬戸　宣久

辞職を承認する（二十九年十二月三十一日）

（中部森林管理局長）農林水産技官　新島　俊哉

北海道森林管理局長に配置換させる

（林野庁林政部木材産業課長）同　宮澤　俊輔

中部森林管理局長に昇任させる

（林野庁森林整備部治山課長）同　猪島　康浩

林野庁林政部木材産業課長に配置換する

（九州森林管理局森林整備部長）同　大政　康史

林野庁森林整備部治山課長に転任させる

（四国森林管理局森林整備部長）同　森谷　克彦

林野庁森林整備部研究指導課長に転任させる

（関東森林管理局磐城森林管理署長）同　小林　重善

東北森林管理局森林整備部長に転任させる

（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所総務部長）　松本　寛喜

農林水産技官（四国森林管理局森林整備部長）に採用する

（東北森林管理局森林整備部長）　松葉瀬裕之

農林水産技官

九州森林管理局森林整備部長に配置換する

（林野庁森林整備部研究指導課長）同　上　練三

林野庁国有林野部付に転任させる

（北海道森林管理局長）同　渕上　和之

辞職を承認する（以上一月十一日）

水産庁

（水産庁資源管理部管理課指導監督室長）農林水産技官　廣野　淳

水産庁資源管理部漁業調整課長に昇任させる

（水産庁資源管理部漁業調整課長）同　黒萩　真悟

水産庁増殖推進部栽培養殖課長に配置換する

（水産庁増殖推進部栽培養殖課長）同　伊佐　広己

水産庁漁政部付に転任させる（以上一月十一日）

会計検査院

検査官　柳　麻理（小林　麻理）

会計検査院長河戸光彦帰朝につき会計検査院法施行規則第八条の規定による会計検査院長の職務代行は終了した（一月十三日）

最高裁判所

前橋地方裁判所判事・前橋簡易裁判所判事　八木　一洋

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する